

## 第22期第1回秋田海区漁業調整委員会議事録

### 1 日時・場所

令和3年4月1日（木）午前10時～午前10分50分  
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

### 2 出席者

#### 委員（定数10名）

加藤 和夫、三浦 清、船木 律、大竹 敦、工藤 義彦、杉本 勇助、  
鎌田 誠喜、腰山 公正、伊藤 公男、齊藤 一成（10名出席）

#### 事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：大山 泰  
事務局：齋藤 和敬、橋本 羊子、保坂 芽衣、松井 崇人  
農林水産部水産漁港課：百瀬 夏実、山田 美沙登

### 3 議事事項

- (1) 山形・秋田海区ごち網漁業入会操業協定について（協議）
- (2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について（報告）
- (3) その他
  - ①秋田県沖洋上風力発電設置に係る経過状況等について
  - ②その他

### 4 開会・あいさつ

#### ○事務局（齋藤）

ただ今より、第22期第1回秋田海区漁業調整委員会を開会いたします。

はじめに、委員全員が出席で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、事務局長であります大山水産漁港課長から挨拶をお願いいたします。

#### ○大山事務局長

第22期秋田海区漁業調整委員会の第1回目の委員会開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年12月、70年ぶりに漁業法が大改正され、漁業に関わる仕組みが大きく変わったところです。この改正漁業法に基づき、今期の委員からは、県議会の同意を得て任命されることとなりました。

辞令の交付を受けられた10名の委員の皆様には、今後4年間にわたり、本県の漁業調整問題の解決や水産資源の利用、そして漁業振興にご尽力くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

また、昨年には、県内の水産資源の保護や漁業調整、そして漁業生産力を一体

的に発展させるために、海面、内水面、八郎湖の3つの県漁業調整規則の一本化を行い、改正漁業法施行に合わせ、新秋田県漁業調整規則を公布しました。

昨年の委員会では、この新規規則案についての諮問に対し答申をいただくなど、ご協力に感謝しているところです。

本委員会は、漁業法や漁業調整規則にあるとおり、漁業権や様々な漁業調整問題の解決と水産資源の利用、そして漁業振興につながる重要な役割を担っております。

特に、改正漁業法では、低迷する資源量・漁獲量の回復のために、クロマグロに代表される漁獲量管理による資源管理型漁業の実践に重点が置かれており、令和5年度までに資源評価対象種を200種類まで拡大、そして、将来は漁獲量ベースで8割を漁獲量管理とすることを目標としており、今後の委員会においてご審議いただくこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様には、海区に関わる様々な問題に対し、地域の代表としてのご意見、あるいは専門的なご指摘に留まらず、諸情勢を踏まえた大所高所からのご審議をお願いいたします。本県漁業の発展のためにご尽力くださいますようお願い申し上げます、挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。

## 5 資料確認

（事務局が資料確認）

## 6 委員紹介・事務局紹介

（事務局が委員名を読み上げ、各委員から自己紹介）

（事務局長より、事務局職員及び水産漁港課職員を紹介）

## 7 会長・会長代理の選任

○事務局（斎藤）

それでは、会長・会長代理の選任に進みます。

秋田海区漁業調整委員会規程により、海区委員会会長が議長となりますが、会長がまだ決まっておりません。

会長・会長代理が共に不在の時には、「委員の中の最年長者がその職務を代理する。」と規程にありますので、最年長者の加藤委員に、会長・会長代理が決まるまで議長をお願いしたいと思います。委員の皆様よろしいでしょうか。

○委員

（「異議無し。」の声あり）

○事務局（斎藤）

それでは、加藤委員よろしくお願い申し上げます。

○加藤委員

最年長ということで、会長・会長代理が決まるまで委員会の進行を務めさせて

いただきます。少しの間、議事進行にご協力をお願いします。

それでは、はじめに会長の選任について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（斎藤）

秋田海区漁業調整委員会規程第4条第1項に基づき、会長・会長代理は委員の互選により決定しますが、具体的な選出方法については定めがありませんので、委員の皆様で決めていただくことになります。

過去には、継続委員が選考委員となり選出する方法、投票などもあったようですが、前回、前々回とも全委員で協議して決定しております。

○加藤委員

ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問はありますか。

○委員

（発言なし）

○加藤委員

質問がなければ、どのように選出したらよろしいかお諮りします。

○船木委員

私の意見でございますが、第21期の本委員会会長を務め、経験豊富な加藤委員に会長をお願いできればと思います。

○加藤委員

他にございませんか。

○委員

（「賛成。」の声あり）

○加藤委員

それでは、私でよろしいでしょうか。

○委員

（「お願いします。」の声あり）

○加藤委員

最年長でございますが、頑張りますのでよろしくをお願いします。

次に、会長代理の選任に移ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局（斎藤）

会長代理には、会長不在の時にその職務を代理していただきます。会長代理の選任も互選によりますが、具体的な選出方法の定めはありません。前回、前々回とも、会長と同様に全委員で協議して決定しております。

○加藤委員

説明が終わりましたが、何かご質問はありますか。

○委員

（発言なし）

○加藤委員

質問がなければ、どのように選出したらよろしいでしょうか。

○大竹委員

船木委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○加藤委員

船木委員にという声がありますが、よろしいですか。

○委員

(「はい。」「賛成。」の声あり)

○加藤委員

それでは、船木委員よろしくお願ひします。

会長・会長代理が決まりましたので、仮議長の任は解かせていただきます。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。加藤委員はそのままの席に、船木委員には会長代理席にご移動願ひします。

(会長代理 席移動)

○事務局（斎藤）

会長・会長代理が決まりましたので、お一人ずつご挨拶いただければと思ひます。

○加藤会長

自己紹介でも述べたとおり、海区委員はかなり長く務めておりますが、前回の任期中に漁業法が70年ぶりに大幅に改正されました。特に漁業者委員の皆様は、これまで選挙で選ばれていたものが知事による選任に変更となるなど、様々な点が改正されております。

秋田県の漁業は資源の減少や担い手の高齢化など、様々な問題を抱えております。そういう状況の中で、皆様からは委員会において貴重な意見をお伺いすることとなりますので、秋田県漁業の発展を目指してよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、本委員会は洋上風力発電について扱う場ではありませんが、前期委員から洋上風力発電に関する情報提供は随時行って欲しいと申し送りがありました。この点については事務局からご配慮いただひいており、皆様に情報提供を行ってまいりたいと思ひます。

任期の4年間には様々なことがあると思ひますが、皆様のご協力なくして本委員会を運営することはできませんので、よろしくお願ひします。

○船木会長代理

今回3期目に入ったところでございます。ただ今、加藤会長から様々お話がありましたので省略いたしますが、本委員会が円滑に進行されるよう努めてまいりますので、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。それでは委員会規程第5条第1項により、「会長は会議の議長となる。」とされておりますので、以降の進行を加藤会長にお願ひします。

## 8 席次について

(委員による協議の結果、席次の決定方法はくじ抽選1回、くじを引く順番は名簿順に決定。くじの結果は次のとおり。)

1 番席：三浦委員      2 番席：齊藤委員      3 番席：腰山委員  
4 番席：鎌田委員      5 番席：工藤委員      6 番席：伊藤委員  
7 番席：杉本委員      8 番席：大竹委員

※会長席、会長代理席、事務局席は固定

## 9 議事録署名委員選任

### ○議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員について事務局から説明願います。

### ○事務局（斎藤）

議事録署名委員は、規程第11条により会長及び会長の指名する出席委員2名以上が署名することになっており、事務局が作成した議事録の内容を確認して署名していただきますので、よろしく願います。

### ○議長

会長指名ということなので、本日は船木会長代理と、1番席となった三浦委員にお願いしたいと思います。お二人ともよろしく願います。

### ○船木会長代理、三浦委員

はい。

### ○議長

次回以降については、これまで同様、反時計回りの順番で指名したいと思いますのでよろしく願います。

## 10 議事

### 議題1：山形・秋田海区ごち網漁業入会操業協定について（協議）

#### ○議長

それでは議事に入ります。議題1について事務局より説明願います。

#### ○事務局（斎藤）

毎年、秋田県と山形県の隣接する海域では、適切な漁場利用を図るため、両県のごち網漁業者が相互海域の入会について協定を結び操業しています。

現行の協定は、5月末に期間を終えることとなりますので、協定を更新し、引き続き適切な漁場利用を図る必要があると考えております。また、山形県と隣接する秋田県漁業協同組合南部支所管内の漁業者からも、協定更新についての要望が上がっているところです。

新たな協定案についてご説明します。操業隻数、操業海域、操業期間等の内容については変更がなく、協定期間のみ「令和3年6月1日から令和4年5月31日まで」と変更しております。

本来であれば、協定締結前に両海区の委員が集まり、入会協定会議を開催して締結の手続きをするものですが、近年は事前にそれぞれの海区で協定内容を審議

いただいて書面で協定を締結しており、今年度についても同様と考えております。

この協定の幹事は毎年交互に行っており、今年度は秋田海区が幹事ですので、秋田海区から山形海区あてに、協定締結について協議依頼することとなります。

この協定の更新の可否、内容についてご審議をお願いします。

○議長

ただ今の説明について質問やご意見はありますか。

○委員

(発言なし)

○議長

期間のみ更新し、内容に変更はないとのことですが、よろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

異議がなければこの内容で、山形海区へ書面による協定締結を依頼することとします。事務局は、この後の事務手続きについてよろしくをお願いします。

関連して、3海区協議会の件もありますので、今後のスケジュール等について事務局から説明願います。

○事務局(斎藤)

協定は書面で締結するものの、例年7月前後に開催される新潟・山形・秋田の3海区連絡協議会に合わせて協定会議を開催し、協定内容の確認等を行っております。しかし、去年は新型コロナウイルス感染症の影響により開催できませんでした。

今年は、秋田海区が3海区連絡協議会の開催担当県、そして山形海区との協定会議についても幹事県となっております。新潟、山形両海区委員との意見交換は大変有意義でございまして、ぜひ開催したいと考えておりますが、開催は新型コロナウイルス感染症の状況次第と思われれます。開催時期や方法については、次回以降の委員会で皆様に相談させていただきますのでよろしくお願いします。

また、3海区協議会では、各海区における提案事項や照会事項について検討や情報交換が行われますので、取り上げたいものがありましたら事務局までご連絡ください。

なお、秋田県内でこのような協議会を開催する場合は、全委員に参加していただいておりますので、よろしくお願いします。

○議長

ただ今の説明について、何か質問はありますか。

○委員

(発言なし)

○議長

新型コロナウイルス感染症の状況次第で、昨年同様、書面開催となる可能性もあるということです。お互いに感染防止に努めましょう。

## 議題2：日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について（報告）

### ○議長

それでは次に移ります。

報告事項「日本海・九州西広域漁業調整委員会の概要について」、事務局から説明願います。

### ○事務局（保坂）

日本海・九州西広域漁業調整委員会は、都道府県の区域を越えて広域的に分布、回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について協議調整を行うことを目的に、国の常設機関として設置されています。

本県からは、道府県互選委員として大竹委員に出席いただいております。今回の委員会は3月18日にウェブ会議で行われ、大竹委員には県庁にて出席いただきました。

議題は3つあり、（1）九州・山口北西海域のトラフグ、（2）有明海ガザミに関する委員会指示についての協議ですが、前年に引き続いての内容で指示期間が更新されました。

（3）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示については、遊漁者によるクロマグロの採捕を規制するため、広域漁業調整委員会で新たに指示を発動することとなりました。具体的には、クロマグロ30kg未満の小型魚は採捕禁止、30kg以上の大型魚は採捕実績を水産庁に報告することが必要となります。この指示は、周知期間を設け、令和3年6月1日から有効となります。

この他、広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐろ漁業の承認の更新状況について、新漁業法に基づく新たな資源管理について、令和3年度の国の資源管理関係予算について説明がありました。

現在の道府県互選委員の任期は、令和3年9月30日までとなっており、次回の広域漁業調整委員会開催は令和3年11月頃が予定されています。

### ○議長

ただ今の説明について、質問等ございますか。

### ○委員

（発言なし）

### ○議長

よろしければ、次に移ります。

## 議題3：その他

### ①「秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について」

### ○議長

それでは、議題の「その他」に移ります。

秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について、事務局から説明をお願いします。

### ○事務局（斎藤）

加藤会長のご挨拶にもありましたが、洋上風力発電につきましては、前期第21

期の委員会から、開催の都度、経過状況を報告しております。

前期最後の委員会で報告して以降、大きな動きはありませんが、新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、これまでの状況について報告いたします。

洋上風力発電の導入に関しては、平成31年4月に施行された法律に基づき行われております。県では、法律制定前の平成26年から独自に洋上風力発電に適した候補海域を定めるなど、その導入について早くから検討しておりました。

法施行後すぐ、令和元年には4海域での洋上風力発電導入に向けて作業を進め、その結果、「能代市・三種町・男鹿市沖」と「由利本荘市沖」の2海域が「有望な区域」として選定されました。その後、利害関係者による協議会の開催を経て、洋上風力発電実施のための「促進区域」に指定され、現在、事業者の公募が行われています。

令和2年には、前年に有望な区域とされなかった2海域について再チャレンジした結果、「八峰町・能代市沖」が選定され、促進区域指定に向けた協議会がこれまで2回開催されております。

残る「潟上市沖」については、関係地区の漁業者との調整が取れたため、3度目のチャレンジとして、県から国に3月25日付けで情報提供を行っております。

なお、当初は、海域を秋田県漁協天王地区の漁場である潟上市沖と秋田市下新城沖としていましたが、隣接する男鹿市船越の漁業者とも調整が取れたことから、海域を広げ、「男鹿市・潟上市・秋田市沖」として手続きをしております。今後、国の第三者委員会でこの海域を有望な区域とするか検討されることとなります。

昨年の「八峰町・能代市沖」の場合は、7月に有望な区域に選定されましたので、今回も同じ時期に結果が出るものと思われまます。報告は以上です。

○議長

ただ今の説明について質問等がありますか。

○委員

(発言なし)

○議長

今回のように随時、事務局から情報提供をいただいておりますので、質問等があればその都度お願いします。

### 議題3：その他

#### ②その他

○議長

それでは「②その他」ですが、委員の皆さんから何かありますか。

○委員

(特になし)

○議長

事務局からはありますか。

○事務局（斎藤）

ございません。

## 11 その他

○議長

議事については以上で終了しました。その他、委員の皆様からこの機会に聞いておきたいようなことはありますか。

○委員

(特になし)

○議長

事務局からはありますか。

○事務局（斎藤）

ございません。

## 12 閉会

○議長

ないようですので、第22期第1回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了